第13期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

個 別 注 記 表………1

連 結 注 記 表 … 9

(平成23年4月1日から) (平成24年3月31日まで)

株式会社みなと銀行

「個別注記表」及び「連結注記表」につきましては、法令及び定款第24条の規定に基づき、当行ホームページ(http://www.minatobk.co.jp)に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

個 別 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等(時価のある株式については決算期末月1カ月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- 4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、建物については定額法を、その他については定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年~50年 その他 2年~20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- 7. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債 権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下 のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回 収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今 後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の 処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総 合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間に おける貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及 び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減 額しており、その金額は18,204百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、 当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金 資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の 費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (9年) による定額 法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当事業年度末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。

8. 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の 訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂 正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しており ます。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 1. 関係会社の株式及び出資金 (親会社株式を除く) 総額4.783百万円
- 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,201百万円、延滞債権額は64,595百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償 却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40 年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は256百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,768百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利 息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻 先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は79,823百万円 であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、29,922百万円であります。
- 7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、貸借対照表に計上した額は、42,239百万円であります。
- 8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

じている貸出金であります。

有価証券96,611百万円預け金0百万円その他資産90百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,611百万円 借用金 5,420百万円 債券貸借取引受入担保金 60,114百万円

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券43,591百万円及びその他資産 (手形交換所保証金等) 57百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は3,434百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、442,346百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が436,726百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのもの が必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多 くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受 けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契 約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めて いる行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講 じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額

19.756百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額

81百万円

- 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金21.200 百万円が含まれております。
- 13. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
- 14.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当 行の保証債務の額は20.660百万円であります。

15. 関係会社に対する金銭債権総額

16.050百万円

16. 関係会社に対する金銭債務総額

27,433百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 役務取引等に係る収益総額

114百万円 437百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額

72百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額

1,170百万円 909百万円

役務取引等に係る費用総額

その他業務・営業経費・その他経常取引に係る費用総額

1.837百万円

- 2. 「その他の経常収益」には、部分直接償却取立益602百万円を含んでおります。
- 3.「その他の経常費用」には、債権売却損112百万円を含んでおります。
- 4. 当行は、固定資産の減損処理にあたり、営業用店舗については営業ブロック(連携して営業を行って いる営業店グループ)をグルーピングの単位として取扱っており、本部、電算センター、事務集中セ ンター、社宅・寮等は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としており ます。また、遊休資産は独立した単位として取扱っております。

上記の固定資産のうち、以下の資産については、移転・廃止等に伴う遊休化により、投資額の回収が 見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額372百万円を減損損失とし て特別損失に計上しております。

場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)
兵庫県洲本市	遊休	建物等	4
兵庫県明石市	営業用店舗	建物等	56
兵庫県尼崎市	遊休	土地及び建物等	36
兵庫県神戸市中央区	遊休	土地及び建物等	274
計			372

なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としておりますが、売却や他への転用が困難な資産は備忘価額まで減額しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	7,808	94	1,213	6,689	注
種類株式		_	_	_	
合 計	7,808	94	1,213	6,689	

- 注1. 増加の要因は単元未満株式の買取りによるものであります。
 - 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,213千株は、従業員持株会信託口から従業員持株会への売却による減少1,209千株、単元未満株式の買増請求に応じたことによる減少4千株であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成24年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	4

2. 満期保有目的の債券(平成24年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
n+/m / %/* /#+ nn +=	地方債	84,806	85,524	717
時価が貸借対照表計上 額を超えるもの	社債	6,720	6,778	58
はな 色えるもの	小計	91,526	92,302	775
-1205	地方債	2,302	2,298	△ 3
時価が貸借対照表計上 額を超えないもの	社債		_	_
点で起たない。00 //	小計	2,302	2,298	△ 3
合 計		93,828	94,601	772

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成24年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	_	_	_
関連法人等株式	_	_	_
合 計	_	_	_

注 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式、出資金及び関連法人等株式、出資金 出資金

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式、出資金	4,783
関連法人等株式、出資金	_
合 計	4,783

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子 会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券(平成24年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	9,313	7,311	2,001
	債券	559,053	554,815	4,238
45/+++107=±= b∓ ND	国債	369,531	367,177	2,353
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	地方債	132,865	131,659	1,206
Ninkim exercite ovr	社債	56,657	55,978	678
	その他	28,202	27,749	452
	小計	596,569	589,876	6,692
	株式	4,195	5,402	△ 1,206
	債券	49,547	49,743	△ 195
<i>₩</i>	国債	31,082	31,107	△ 25
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	地方債	1,507	1,510	△ 3
	社債	16,958	17,124	△ 166
	その他	23,940	24,141	△ 200
	小 計	77,683	79,286	△ 1,603
合 ፤	†	674,252	669,163	5,089

注 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1,348
その他	668
合 計	2,016

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	752	39	565
債券	312,462	3,060	24
国債	300,416	2,884	19
地方債	2,738	20	_
社債	9,307	155	4
その他	6,905	111	266
合 計	320,119	3,211	856

6. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、54百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先

時価が取得原価に比べて下落

要注意先正常先

時価が取得原価に比べて30%以上下落時価が取得原価に比べて50%以上下落

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があると認められる場合を除き、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

裸 些祝玉	
貸倒引当金	10,388百万円
退職給付引当金	3,148百万円
賞与引当金	328百万円
未払事業税	161百万円
減価償却額	242百万円
有価証券償却否認額	792百万円
その他	1,305百万円
繰延税金資産小計	16,367百万円
評価性引当額	△ 1,171百万円
繰延税金資産合計	15,195百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△ 1,140百万円
退職給付信託設定益	△ 600百万円
その他有価証券評価差額金	△ 1,788百万円
その他	△ 52百万円
繰延税金負債合計	△ 3,582百万円

2. 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.6%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については37.9%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.5%となります。この税率変更により、繰延税金資産は1,013百万円減少し、その他有価証券評価差額金は253百万円増加し、法人税等調整額は1,266百万円増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額

繰延税金資産の純額

257円11銭

11,612百万円

1株当たりの当期純利益金額

15円87銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないのでありません。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法 (定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等 (時価のある株式については連結決算期末月1カ月平均) に基づく時価法 (売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、その他については定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年~50年 その他 2年~20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、 当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間 を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保 証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債 権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下 のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回 収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今 後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権に ついては、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額 のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権 については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から 独立した資産監査が資定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行ってお ります。連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等 を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、 回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,207百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、 当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び 年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差 異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額 法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から 指益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員(執行役員含む)への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当連結会計年度末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。) に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(12) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤 謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬 の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用して おります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は5.185百万円、延滞債権額は64.818百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は256百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,768百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利 息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻 先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は80,029百万円 であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、29,922百万円であります。
- 6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3 号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、連結貸借対照表に計上した額は、42,239 百万円であります。
- 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 96,611百万円 預け金 0百万円 その他資産 90百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,611百万円 借用金 5,420百万円 債券貸借取引受入担保金 60,114百万円

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券43,591百万円及びその他資産 (手形交換所保証金等) 57百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は3,437百万円であります。

- 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、455,113百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が449,492百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 9. 有形固定資産の減価償却累計額

19.857百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額

81百万円

- 11. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金11,000百万円が含まれております。
- 12. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
- 13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は20.660百万円であります。
- 14. 連結貸借対照表の資産及び負債の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号) に準拠しております。

(連結損益計算書関係)

- 1. 「その他の経常収益」には、部分直接償却取立益602百万円を含んでおります。
- 2. 「その他の経常費用」には、株式等売却損687百万円、債権売却損317百万円、株式等償却236百万円、 貸出金償却119百万円を含んでおります。
- 3. 当行は、固定資産の減損処理にあたり、営業用店舗については営業ブロック(連携して営業を行っている営業店グループ)をグルーピングの単位として取扱っており、連結される子会社及び子法人等は各社を1つの単位としてグルーピングを行っております。当行では、本部、電算センター、事務集中センター、社宅・寮等は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。また、遊休資産は独立した単位として取扱っております。上記の固定資産のうち、以下の資産については、移転・廃止等に伴う遊休化により、投資額の回収が

上記の固定資産のうち、以下の資産については、移転・廃止等に伴う遊休化により、投資額の回収が 見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額372百万円を減損損失とし て特別損失に計上しております。

場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)
兵庫県洲本市	遊休	建物等	4
兵庫県明石市	営業用店舗	建物等	56
兵庫県尼崎市	遊休	土地及び建物等	36
兵庫県神戸市中央区	遊休	土地及び建物等	274
計			372

なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見 込額を控除して算定することを基準としておりますが、売却や他への転用が困難な資産は備忘価額ま で減額しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	410,940	_	_	410,940	
種類株式	_	_	_		
合 計	410,940	_	_	410,940	
自己株式					
普通株式	7,808	94	1,213	6,689	注
種類株式	_	_	_		
合 計	7,808	94	1,213	6,689	

- 注1. 増加の要因は単元未満株式の買取りによるものであります。
 - 普通株式の自己株式の株式数の減少1,213千株は、従業員持株会信託口から従業員持株会への売却 による減少1.209千株、単元未満株式の買増請求に応じたことによる減少4千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日		
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,015	5	平成23年3月31日	平成23年6月30日		
	種類株式		_	_	_		

- 注 配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金36百万円を含めておりません。これは従業 員持株会信託□が所有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。
- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となる **‡**100

平成24年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案 しております。

① 配当金の総額

2,021百万円

② 1株当たり配当額

5円

③ 基準日

平成24年3月31日

④ 効力発生日

平成24年6月29日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

注 配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金30百万円を含めておりません。これは従業 員持株会信託□が所有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、信用保証業務、リース業務、ベンチャーキャピタル業務等の金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、預金の受入のほか、借入による間接金融や社債の発行により資金調達を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

また、当行の一部の連結される子会社及び子法人等には、有価証券を保有している会社があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する営業貸付金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。取引先の経営状態の変化や種々の業種が抱える固有の事情、景気動向並びに金利、株価及び不動産価格の変動といった経済金融環境の変化等により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券及び商品有価証券は、主に株式、債券等であり、満期保有、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金及び社債は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引等があります。当行では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融資産・負債から生じる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。なお、ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

このほか、その他有価証券で保有する債券の相場変動を相殺する目的で債券先物取引を行っております。

また、一部の連結される子会社及び子法人等では、有価証券を保有しており、当該金融商品は、金利変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスクの管理

当行グループは、当行の融資業務規程及び信用リスクに関する管理諸規定等に従い、営業貸付金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、審査関連部署のほか営業関連部署により行われ、また、定期的に経営陣による経営会議や取締役会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、 リスク統括部等において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において検討されたALMに関する方針に基づき、総合リスク会議(経営会議)において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはリスク統括部等において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。なお、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当行グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理するとともに、為替持高 を管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、総合リスク会議での決議を経て、市場リスク管理に関する諸規則に従い行われております。市場金融部では、外部から投資商品を購入しており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。企画部が管理している株式は、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。これらの情報はALM委員会及び経営会議において定期的に報告されております。

一部の連結される子会社及び子法人等が保有する有価証券については、子会社の市場リスク・ 流動性リスク管理細則に従い管理されており、当行においてモニタリングしております。

- (iv) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価・事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、市場リスク管理に関する諸規則に基づき実施され
 - (v) 市場リスクに係る定量的情報

ております。

当行において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のうち債券、及び「預金」であり、株式の価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」のうち株式であります。当行では、これらの金融商品の市場リスク量について、統計的な手法であるVaRによりリスク量を定量的に把握しており、その算定にあたっては、分散共分散法(保有期間1日、観測期間1年、信頼確率99%)を採用しております。

平成24年3月31日(当連結会計年度の連結決算日)現在の当行の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で1.107百万円であります。

なお、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えておりますが、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表に含めておりません((注 2)参照)。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。 (単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	38,747	38,747	_
(2)コールローン及び買入手形	13,502	13,502	_
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	533	533	_
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	93,828	94,601	772
その他有価証券	674,685	674,685	_
(5)貸出金	2,179,264		
貸倒引当金(※1)	△ 30,102		
	2,149,162	2,151,864	2,702
資産計	2,970,459	2,973,934	3,475
(1) 預金	2,770,803	2,771,440	△ 637
(2) 譲渡性預金	48,713	48,715	△ 2
(3) 債券貸借取引受入担保金	60,114	60,114	_
(4)借用金	18,575	18,386	188
(5) 社債	28,000	28,163	△ 163
負債計	2,926,207	2,926,821	△ 613
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	712	712	_
ヘッジ会計が適用されているもの	_	_	_
デリバティブ取引計	712	712	_

- (※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金預け金
 - 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。
- (2) コールローン及び買入手形 これらは、残存期間が短期間(6ヶ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当 該帳簿価額を時価としております。
- (3) 商品有価証券 ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格によっております。
- (4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。 投資信託は、公表される基準価額によっております。自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づ く区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレート、発行先の内部格付に基づく予想デフォルト 確率、保証に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した利率で割り引いて時価を算定して おります。

その他有価証券として保有する変動利付国債の時価については、実際の売買事例が極めて少ない等の理由から引続き市場価格が公正な評価額を示していないと考えられるため、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ「有価証券」が1,423百万円増加、「繰延税金資産」が506百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が917百万円増加しております。変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

- (5) 貸出金
 - 貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレート、貸出先の内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見 込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額 から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

なお、一部の当座貸越等、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件 等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

定期性預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを 割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利 率等を用いております。

- (3) 債券貸借取引受入担保金 これらは、残存期間が短期間(6ヶ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当 該帳簿価額を時価としております。
- (4) 借用金 一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。
- (5) 社債

一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の社債を発行した際に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引 (金利スワップ等)、通貨関連取引 (為替予約、通貨オプション、通貨スワップ等)、債券関連取引 (債券先物等) であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション 価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	
① 非上場株式(※1)(※2)	2,080	
② 組合出資金等 (※3)	668	
合 計	2,748	

- (※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (※2) 当連結会計年度において、非上場株式について170百万円減損処理を行っております。
- (※3) 組合出資金等のうち、組合財産等が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(税効果会計関係)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成 23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保 に関する特別措置法 | (平成23年法律第117号) が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1 日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとな りました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 40.6%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計 年度に解消が見込まれる一時差異等については37.9%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度 以降に解消が見込まれる一時差異等については35.5%となります。この税率変更により、繰延税金資 産は1.042百万円減少し、繰延税金負債は8百万円減少し、その他有価証券評価差額金は266百万円 増加し、法人税等調整額は1.300百万円増加しております。

19円11銭

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額

265円73銭 1株当たりの当期純利益金額

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないのでありません。